

## 「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だ裕に存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなつており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等による地域経済への貢献に資する地域との共存共榮を果たしているものである。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となつていて。二〇一七年四月には消費税が増税され、このままでゴルフプレーヤーの負担が更に大きくなる。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジヤネイロオリンピックから正式競技に復帰することが決定しており、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行っていることは恥ずべきことである。

ついては、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。右、決議する。

平成二十七年七月八日

自由民主党ゴルフ振興議員連盟

顧会  
問長

副会長代行

副幹事長代理

副幹事長

事務局次長

神小青大宮吉萩岸竹遠橋山下鴨逢中保谷河金麻衛藤  
田山西沢野生 本藤本木村下沢曾岡垣村子生根  
原田 周英洋正光信直利聖有博一弘興禎建一太士  
憲次潔平男一芳一夫一明子二文郎郎文治一夫義郎郎

高神井山上  
高橋ひな佐貴  
此市博  
片武後藤  
坂木崎田  
山額高川甘  
山東賀村崎利  
福昭志正二  
子郎彦郎明  
憲敏恭朋  
次充久美